

## その他

### 1 罰則等

#### (1) 報告徴収(法第30条)

文部科学大臣等は、遺伝子組換え生物等の使用者等の関係者から報告を求めることができる。

#### (2) 立入検査等(法第31条)

文部科学大臣等は、職員に、遺伝子組換え生物等の使用者等の関係者が使用等を行う場所への立ち入り、質問、物件の検査、検査のための遺伝子組換え生物等の無償収去をさせることができる。

#### (3) 措置命令(法第10条・第11条第2項・第14条・第15条第2項・第26条第2項・第29条)

文部科学大臣等は、以下の者に対し、必要な措置を執ることを命ずることができる。

- ) 第一種使用規程の承認を受けないで第一種使用等をした者等
- ) 省令に定める又は確認を受けた拡散防止措置を執らないで第二種使用等をした者等
- ) 事故時の措置を執っていない者
- ) 必要な情報の提供をせずに譲渡等をした者(生物多様性影響が生ずるおそれがある場合)
- ) 必要な通告や表示をせずに輸出をした者(生物多様性影響が生ずるおそれがある場合)

#### (4) 罰則(法第38条から第48条)

以下の例のとおり、違反時には罰則が科される。最も重いもので、1年以内の懲役若しくは100万円以内の罰金、又はこれの併科。

- ) 措置命令に違反した者  
1年以内の懲役、100万円以内の罰金
- ) 第一種使用規程の承認を受けないで第一種使用等をした者  
6月以内の懲役、50万円以下の罰金
- ) 拡散防止措置の確認を受けないで第二種使用等をした者  
50万円以下の罰金
- ) 必要な情報提供をせずに譲渡等をした者  
50万円以下の罰金
- ) 必要な通告や表示をせずに輸出をした者  
50万円以下の罰金

## 生命倫理・安全部会 遺伝子組換え技術等専門委員会構成員

### < 主査 >

吉 倉 廣 前国立感染症研究所長（同研究所名誉所員）

### < 委員 >

犬 丸 茂 樹 （独）農業・生物系特定産業技術研究機構  
動物衛生研究所次世代製剤開発チーム長

生 方 公 子 北里大学生命科学研究所大学院感染制御科学部教授

岡 山 博 人 東京大学大学院医学系研究科教授

甲 斐 知恵子 東京大学医科学研究所教授

工 藤 俊 章 （独）理化学研究所環境分子生物学研究室主任研究員

米 田 好 文 東京大学大学院理学系研究科教授

小 安 重 夫 慶應義塾大学医学部教授

塩 見 敏 樹 （独）農業環境技術研究所生物生態機能研究領域長

関 谷 剛 男 （株）三菱化学生命科学研究所所長

瀬 原 淳 子 京都大学再生医科学研究所再生増殖制御学分野教授

田 中 宥 司 （独）農業・食品産業技術総合研究機構  
中央農業総合研究センター研究管理監

中 村 和 憲 （独）産業技術総合研究所生物機能工学研究部門  
副部門長

野 本 明 男 東京大学大学院医学系研究科教授

堀 口 安 彦 大阪大学微生物病研究所教授

水 野 喜 夫 （株）ヤマモトバイオ事業部長

山 村 研 一 熊本大学発生医学研究センター教授

渡 邊 治 雄 国立感染症研究所細菌第一部長

以上 18 名  
（敬称略、50音順）